

第 20 回 JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会

議案書

議案第 1 号 令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域内フ
ィーダー系統確保維持国庫補助金）交付申請書（案）

3 関地第 号
令和3年11月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 JR 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通活性化協議会
住 所 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の1
代表者氏名 会長 加藤 博和

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
1 系統	1,912 千円

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	604千円	営業外収益	347千円	経常収益	951千円
	営業費用	5,406千円	営業外費用	14千円	経常費用(イ)	5,420千円
	営業損益	▲4,802千円	営業外損益	333千円	経常損益	▲4,469千円
補助対象期間の実車走行キロ(口)	45,758.4 km			経常収支率	17.54 %	

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用ハとニのいずれか少ない額ホ
京阪神	118円.44銭	534円.11銭	118円.44銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送総務特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認められた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
				起点	主な経由地	終点									
笠置町 和東町 南山城村	1		月ヶ瀬加茂線	月ヶ瀬口駅	笠置いこいの館	加茂駅(西口)	820.0回	816.0回	4.0回	4.0回	100.00%	往 24.1km 復 24.1km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.0%
	2											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
	3											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
	4											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
	5											往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
合計															

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ルーラ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に属するもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
笠置町 和東町 南山城村	1	39,331.2 km	4,658,387 円	832,800 円	3,825,587 円	3,825,587 円	3,825 千円	1,912.5 千円	3,157 千円	1,912.5 千円
	2	km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
	3	km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
	4	km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
	5	km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		39,331.2 km	4,658,387 円	832,800 円	3,825,587 円	3,825,587 円	3,825 千円	1,912 千円	3,157 千円	1,912 千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ラ=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
	1	3,825,587 円													
	2	円													
	3	円													
	4	円													
	5	円													
合計		3,825,587 円	1,913,587 円	円	%	1,913,578 円	100.0 %	円	%	円	%				

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
4. 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
9. 「利便増進特例措置又は運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合は「利便」と記載し、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合は「継続」と記載すること。
10. 「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を転載すること。
11. 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
12. 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
13. 「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
14. 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
16. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
17. 「補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
20. 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
21. 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
22. 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
2. 様式第1-5の運行系統別輸送実績。

事業者名	JR関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通活性化協議会	
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
	事務局(笠置町商工観光課内)	主査・小林慶純
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
	事務局(笠置町商工観光課内)	主査・小林慶純

運行系統別輸送実績(令和3年度)【フィーダー系統】

運行系統						年間輸送実績										経常収益				経常費用	市町村の別	備考		
申請 番号	運行形態	運行 系統名 (乗用タ クシーの 場合は 運行 サービ ス名)	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	輸送人員 (B) (人)	1運行 当たり 輸送人員 (B)/(A) (人/回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	実車走行 キロ (km)	サービス提供時間(時間)				運送収入 (C) (円)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (C)+(D)+(E)	1系統 当たり 経常費用 (乗用タク シーの場 合は運行サー ビス当たり の経常費用)			
													実運行 時間	待機時間	回送時間	予約受付 時間								
1	路線定期	月ヶ瀬加茂線	月ヶ瀬口駅	笠置いこいの館	加茂駅 (西口)	往 24.1km 復 24.1km	816.0	1,761	2.1	22.3	39,270.3	39,331.2	0.0	-	-	-	-	485,800	0	347,000	832,800	4,658,387	笠置町 和東町 南山城村	令和3年10月10日(土)、台風の影響により笠置町から木津川市加茂町まで国道163号線が通行止めのため、終日全区間(24.1キロ)が運休した。
						往 km 復 km			#DIV/0!		0.0	0.0	0.0								0			
						往 km 復 km			#DIV/0!		0.0	0.0	0.0									0		
						往 km 復 km			#DIV/0!		0.0	0.0	0.0									0		
合計						48.2	816.0	1,761			39,270.3	39,331.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	485,800	0	347,000	832,800	4,658,387		

【記載要領】

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統(乗用タクシーの場合は運行サービス)ごとに作成すること。(補助対象系統のみ記載すること。)
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 運行形態は、路線定期運行、路線不定期運行、区域型運行、乗用タクシーの別を記載すること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における合計運行回数を記載すること。なお、路線型運行においては1往復を運行回数1回(往路若しくは復路のみの場合は、0.5回とする。)、区域型運行及び乗用タクシーによる運行においては1運行(片道)を運行回数1回、循環系統においては1循環で運行回数1回とする。
- 1運行当たり輸送人員は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 実車走行キロ及びサービス提供時間は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、路線型にあつては事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたもの、デマンド型及び乗用タクシーによる運行にあつては運送実施者のサービス提供時間当たり経常費用に当該系統(乗用タクシーの場合は運行サービス)のサービス提供時間を乗じたものとする。
- 備考欄には、補助対象期間中にスト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があつた場合等、特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、運行回数、輸送人員、輸送人キロ、実車走行キロ、サービス提供時間、運送収入、運送雑収及び営業外収益の欄については必ず記載すること。(乗用タクシーによる運行の場合は、キロ程、実車走行キロは記載不要。)